

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年11月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200408号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200096号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成2年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成2年3月31日になっているが、請求期間も継続して勤務していた。B厚生年金基金(以下「基金」という。)における年金支給義務承継通知の加入期間は、昭和61年4月1日から平成2年4月1日までとなっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)及び請求者から提出された年金支給義務承継通知により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記中脱記録照会(回答)によると、請求者の基金の加入員資格喪失年月日は、平成2年4月1日であることが確認できることから、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者は、社会保険事務所(当時)及び基金に係る届出方法は、基金の複写式の様式を用いて届出していた旨回答していることから、同社の事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失について、当該様式により、社会保険事務所及び基金に届出を行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が平成2年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記中脱記録照会(回答)から、20万円とすることが妥当である。